

第2表

電気通信役務通信量等状況報告
都道府県間別回線数

サービスの種類(細区分) IPルーティング網接続専

伝送方式の種類

品目 IPルーティング3種

都道府県 都道府県	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県
北海道	43,619																								
青森県		7,037																							
岩手県			8,021																						
宮城県				23,498																					
秋田県					6,055																				
山形県						5,758																			
福島県							12,359																		
茨城県								23,732																	
栃木県									15,074																
群馬県										15,583															
埼玉県											63,199														
千葉県												57,124													
東京都													299,856												
神奈川県														108,300											
新潟県															16,700										
富山県																									
石川県																									
福井県																									
山梨県																									
長野県																									
岐阜県																									
静岡県																									
愛知県																									
三重県																									
滋賀県																									
京都府																									
大阪府																									
兵庫県																									
奈良県																									
和歌山県																									
鳥取県																									
島根県																									
岡山県																									
広島県																									
山口県																									
徳島県																									
香川県																									
愛媛県																									
高知県																									
福岡県																									
佐賀県																									
長崎県																									
熊本県																									
大分県																									
宮崎県																									
鹿児島県																									
沖縄県																									
合計	43,619	7,037	8,021	23,498	6,055	5,758	12,359	23,732	15,074	15,583	63,199	57,124	299,856	108,300	16,700					7,107	16,107				

- 注1 専用役務（映像伝送専用及び衛星通信専用を除く。）について記載すること。
2 契約約款等において規定するサービスの細区分ごとに別業とすること。
3 伝送方式の種類（同期及び非同期）ごとに別業とすること。
4 品目ごとに別業とすること。
5 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続される回線については、当該回線を利用する者の所在する都道府県間で設定されたものとして記載すること。
6 新たに契約を締結しない品目については、記載を要しない。
7 接続専用回線については、別業に再掲すること。
8 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を適宜増減すること。
10 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

令和8年3月31日現在

事業者名 NTT東日本株式会社

[illegible]